

### 3.2.11 災害の状況

#### (1) 災害による被害の発生状況

調査対象地域における令和3年の災害による被害の発生状況は、表3.2-42に示すとおりです。横浜市内で最も被害が多い項目は、「その他の被害（その他）」で55箇所、次いで「崖くずれ」で11箇所となっています。なお、「その他の被害（その他）」としては、調査区域内で土砂流出、エレベーターの故障があります。対象事業実施区域のある中区における被害総数は2件となっています。

表3.2-42 災害による被害の発生状況件数（令和3年）

被害分類			横浜市				
			中区	神奈川区	西区	南区	
人的被害	死者		0	0	0	0	0
	行方不明者		0	0	0	0	0
	負傷者	重傷者	0	0	0	0	0
		軽傷者	7	0	0	0	0
住家被害	全壊		1	0	1	0	0
	半壊		0	0	0	0	0
	一部破損		4	0	0	0	0
	床上浸水		2	0	1	0	0
	床下浸水		0	0	0	0	0
非住家被害	公共建物	全壊	0	0	0	0	0
		半壊	0	0	0	0	0
		一部破損	0	0	0	0	0
		浸水	0	0	0	0	0
		その他浸水	1	0	0	0	0
	その他	全壊	0	0	0	0	0
		半壊	0	0	0	0	0
		一部破損	1	0	0	0	0
		浸水	1	0	0	0	0
		その他浸水	1	0	0	0	0
畑被害	田の流出・埋没		0	0	0	0	0
	田の冠水		0	0	0	0	0
	畑の流出・陥没		0.0278	0	0	0	0
	畑の冠水		0	0	0	0	0
その他の被害	文教施設	件	0	0	0	0	0
	病院	箇所	0	0	0	0	0
	道路		0	0	0	0	0
	橋梁		0	0	0	0	0
	河川		1	0	0	0	0
	港湾		0	0	0	0	0
	砂防		0	0	0	0	0
	清掃施設		0	0	0	0	0
	崖くずれ		11	1	1	1	0
	鉄道不通		0	0	0	0	0
	被害船舶		隻	0	0	0	0
	水道	戸	0	0	0	0	0
	電話	回線	0	0	0	0	0
	ガス	戸	0	0	0	0	0
	ブロック塀等	箇所	6	0	0	0	0
	その他		55(2)	7(2)	4	0	2

注) ( ) 内の数字は調査区域内における発生状況件数です。

出典：「令和3年 横浜市の災害」（横浜市総務局危機管理室緊急対策課、令和4年5月）

調査対象地域における災害発生状況の推移は、表 3.2-43 に示すとおりです。年による変動はありますが、住家と非住家の一部破損が比較的多く、特に令和元年の件数が多い傾向があります。

表 3.2-43 調査対象地域における災害の経年変化

被害分類		平成 29 年				平成 30 年				令和元年				令和 2 年				令和 3 年				
		中区	神奈川区	西区	南区	中区	神奈川区	西区	南区	中区	神奈川区	西区	南区	中区	神奈川区	西区	南区	中区	神奈川区	西区	南区	
人的被害	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	行方不明者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	負傷者	重傷者	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽傷者	1	0	0	0	1	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住家被害	全壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	
	半壊	0	0	0	0	0	0	0	11	3	1	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一部破損	0	1	0	1	8	28	15	4	93	172	118	70	0	0	1	0	0	0	0	0	
	床上浸水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	
	床下浸水	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非住家被害	公共建物	全壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		半壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部破損	1	0	0	0	1	1	2	0	1	1	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0
		浸水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他浸水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	全壊	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		半壊	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部破損	3	0	0	0	6	3	6	1	31	11	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0
		浸水	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他浸水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の被害	道路	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	
	港湾	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	崖くずれ	2	2	1	1	0	0	0	0	3	3	4	0	0	0	0	1	1	1	1	0	
	被害船舶	隻	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水道	戸	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ガス	戸	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ブロック塀等	箇所	1	0	0	0	1	2	0	1	0	3	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	箇所	5	0	2	0	45	21	16	17	83	84	79	176	0	0	0	0	7	4	0	2

注) 平成 29～令和 3 年に中区、神奈川区、西区及び南区において被害のなかった「田畑被害」「文教施設」「病院」「橋梁」「河川」「砂防」「清掃施設」「鉄道不通」「電話」については記載を省略しています。

出典：「横浜市の災害（過去の災害履歴）」（横浜市総務局ホームページ、令和 4 年 8 月閲覧）

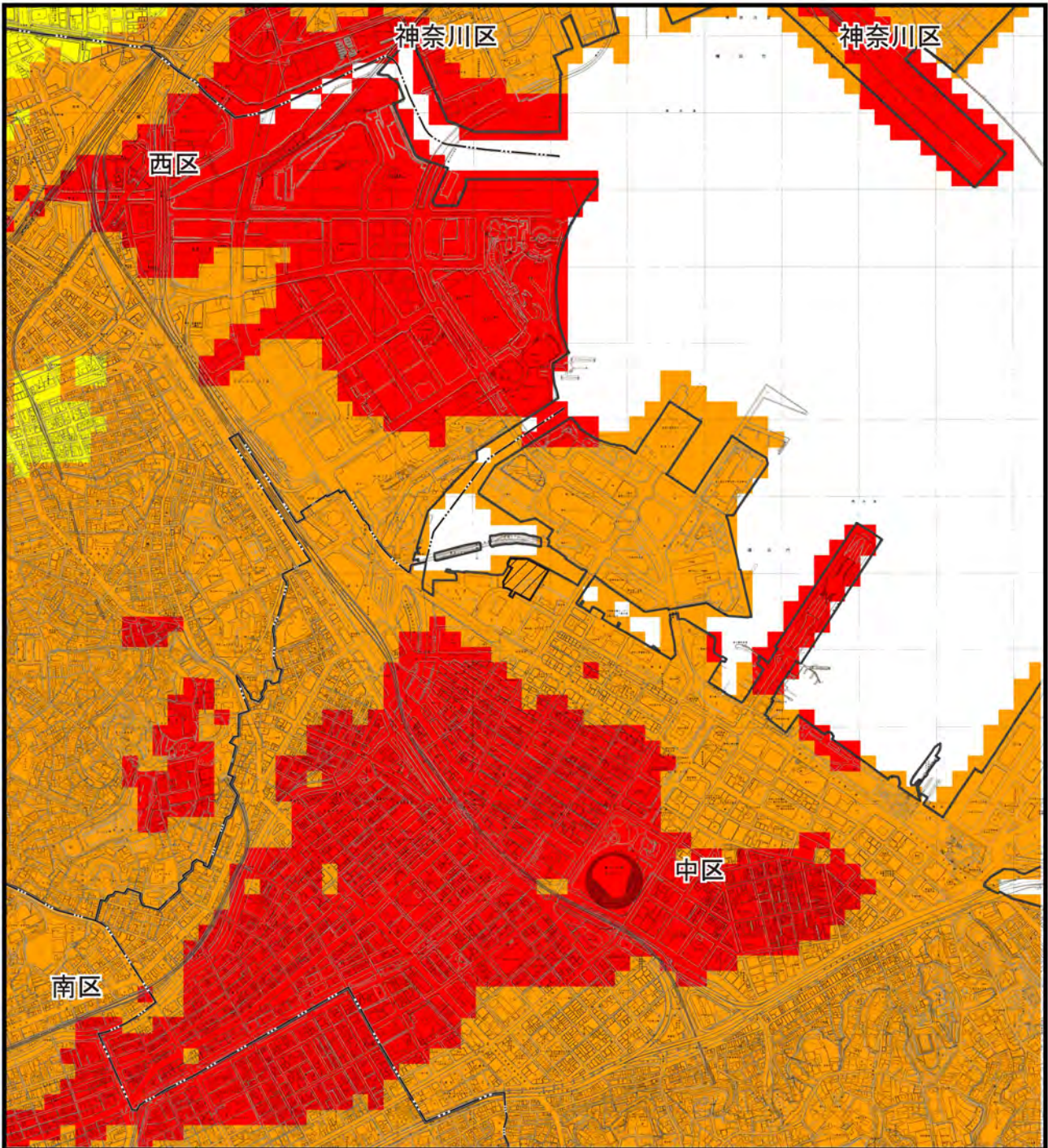
## (2) 地震マップ

調査区域における地震発生時に想定される震度は、図 3.2-32 に示すとおりです。

「地震マップ」は、横浜市内に影響を及ぼすと考えられる想定地震について、市内各地の揺れを予測して地図にまとめたものです。最新の地震マップは「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市、平成 24 年 10 月）で公表されており、ここでは元禄型関東地震、東京湾北部地震及び南海トラフ巨大地震の 3 地震を想定地震としています。

調査区域では、元禄型関東地震で震度 6 弱～7、東京湾北部地震で震度 5 強～6 強、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱～6 弱の揺れが想定されており、対象事業実施区域においては、元禄型関東地震で震度 6 強、東京湾北部地震で震度 6 弱、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱が想定されています。

また、「全国地震動予測地図 2020 年版」（地震調査研究推進本部地震調査委員会、令和 3 年 3 月）によると、横浜市は、今後 30 年以内に 86%の確率で震度 5 強以上の揺れに見舞われる可能性があることが公表されています。



凡 例

- 区界
- 対象事業実施区域
- 震度7
- 震度6強
- 震度6弱



Scale 1:20,000

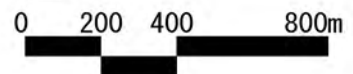
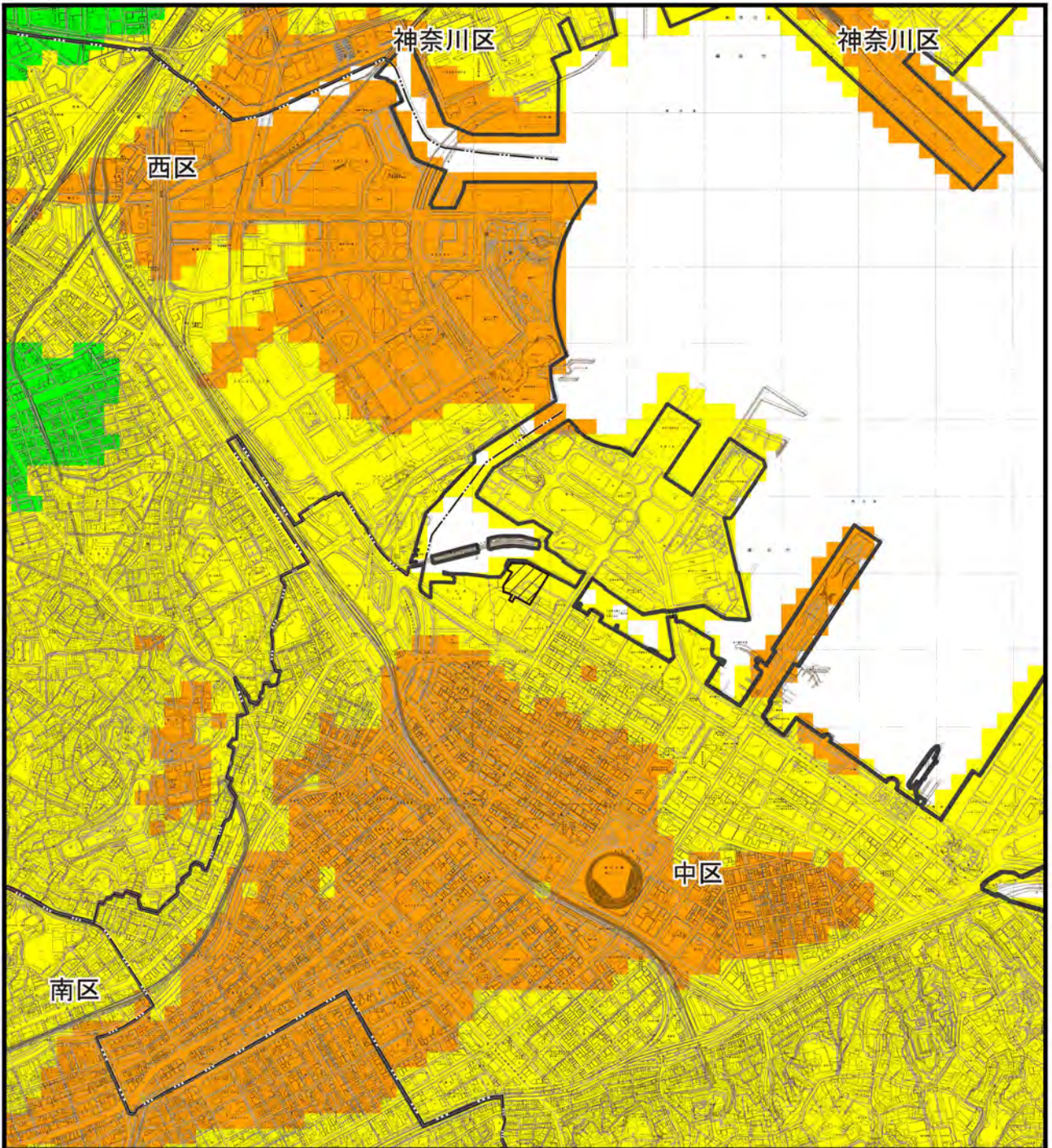


図 3.2-32(1) 地震マップ  
(元禄型関東地震)

出典：「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市、平成 24 年 10 月)



凡 例

- 区界
- ▨ 対象事業実施区域
- 震度6強
- 震度6弱
- 震度5強



Scale 1:20,000

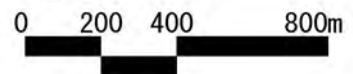
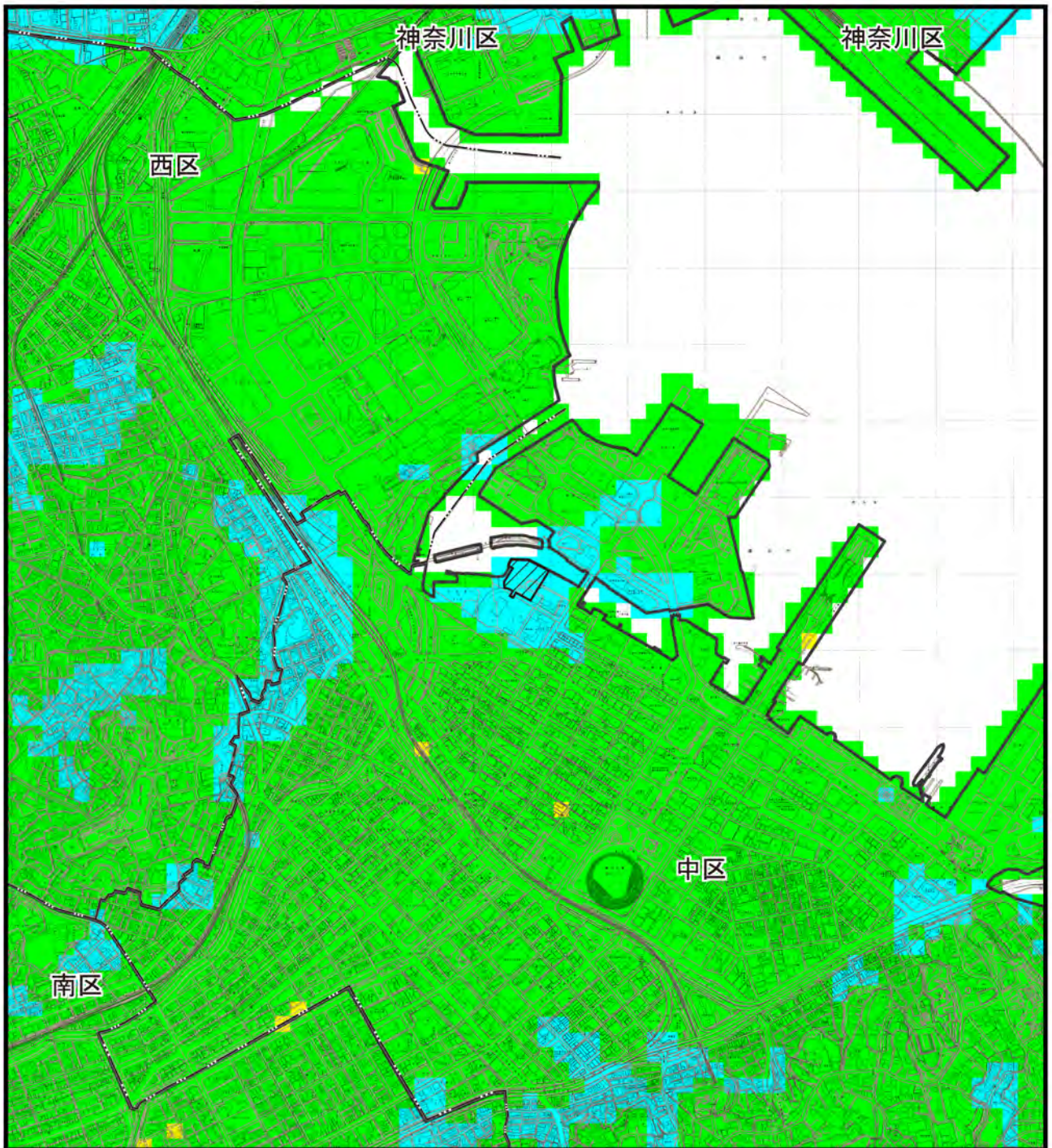


図 3.2-32(2) 地震マップ  
(東京湾北部地震)

出典：「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市、平成 24 年 10 月)



凡 例

- |            |      |
|------------|------|
| —— 区界      | 震度6弱 |
| ▨ 対象事業実施区域 | 震度5強 |
|            | 震度5弱 |



Scale 1:20,000

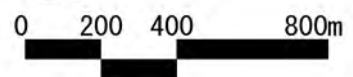


図 3.2-32(3) 地震マップ  
(南海トラフ巨大地震)

出典：「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市、平成 24 年 10 月）

### (3) 急傾斜地崩壊危険区域

調査区域における急傾斜地崩壊危険区域は、図 3.2-33 に示すとおりです。

急傾斜地崩壊危険区域とは、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月法律第 57 号）に基づき、傾斜角度が 30 度以上かつ高さが 5m 以上、並びに急傾斜地の崩壊により危害が生じる恐れがある家が 5 戸以上である、または、5 戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じる恐れがある場合に神奈川県が指定する区域です。

対象事業実施区域に急傾斜地崩壊危険区域の指定はありません。

### (4) 土砂災害警戒区域

調査区域における土砂災害警戒区域は、図 3.2-34 に示すとおりです。

土砂災害警戒区域は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年 5 月法律第 57 号）に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として神奈川県が指定する区域です。

対象事業実施区域に土砂災害警戒区域の指定はありません。

### (5) 浸水の恐れのある区域

調査区域における洪水及び高潮による浸水の恐れのある区域は、図 3.2-35 及び図 3.2-36 に示すとおりです。

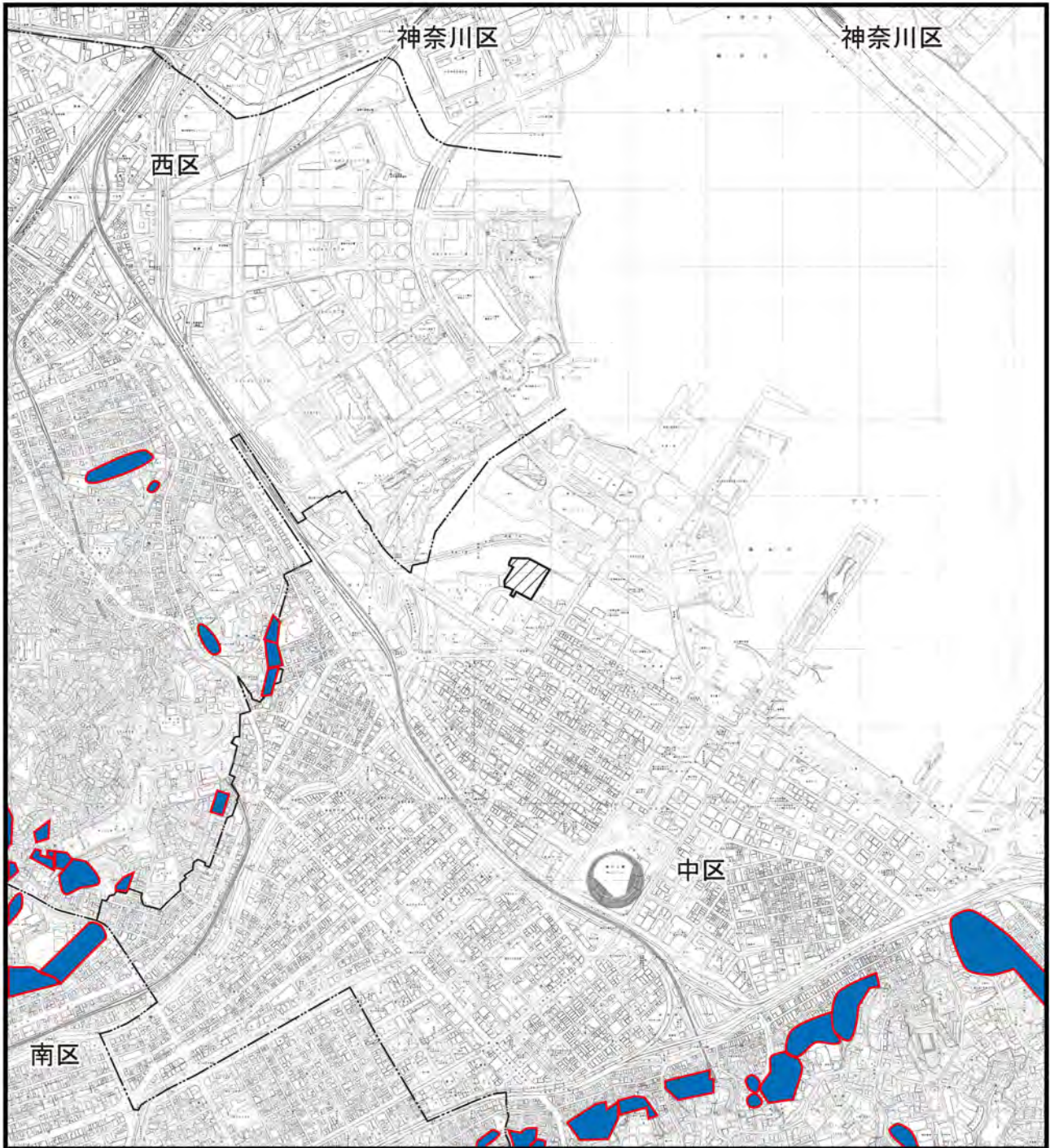
洪水による浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨を前提とした場合の浸水区域になります。対象事業実施区域に洪水による浸水想定区域はありませんが、0.0m から 3.0m 程度の高潮警戒区域に含まれています。

内水による浸水の恐れのある区域は、図 3.2-37 に示すとおりです。



内水による浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨（153mm/h）を前提とした場合の浸水区域となります。対象事業実施区域に内水による浸水想定区域はありません。

津波による浸水の恐れのある区域は、図 3.2-38 に示すとおりです。

津波による浸水想定区域は、マグニチュード 8.5 の地震（慶長型地震）及び河川遡上による影響を考慮した浸水区域となります。対象事業実施区域周辺は 0.3m から 3.0m 程度の浸水想定区域が広がっており、対象事業実施区域は 1.0m 以上 3.0m 未満の浸水想定区域となっています。

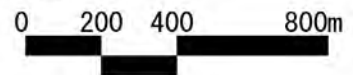


凡 例

- 区界
-  対象事業実施区域
-  急傾斜地崩壊危険区域



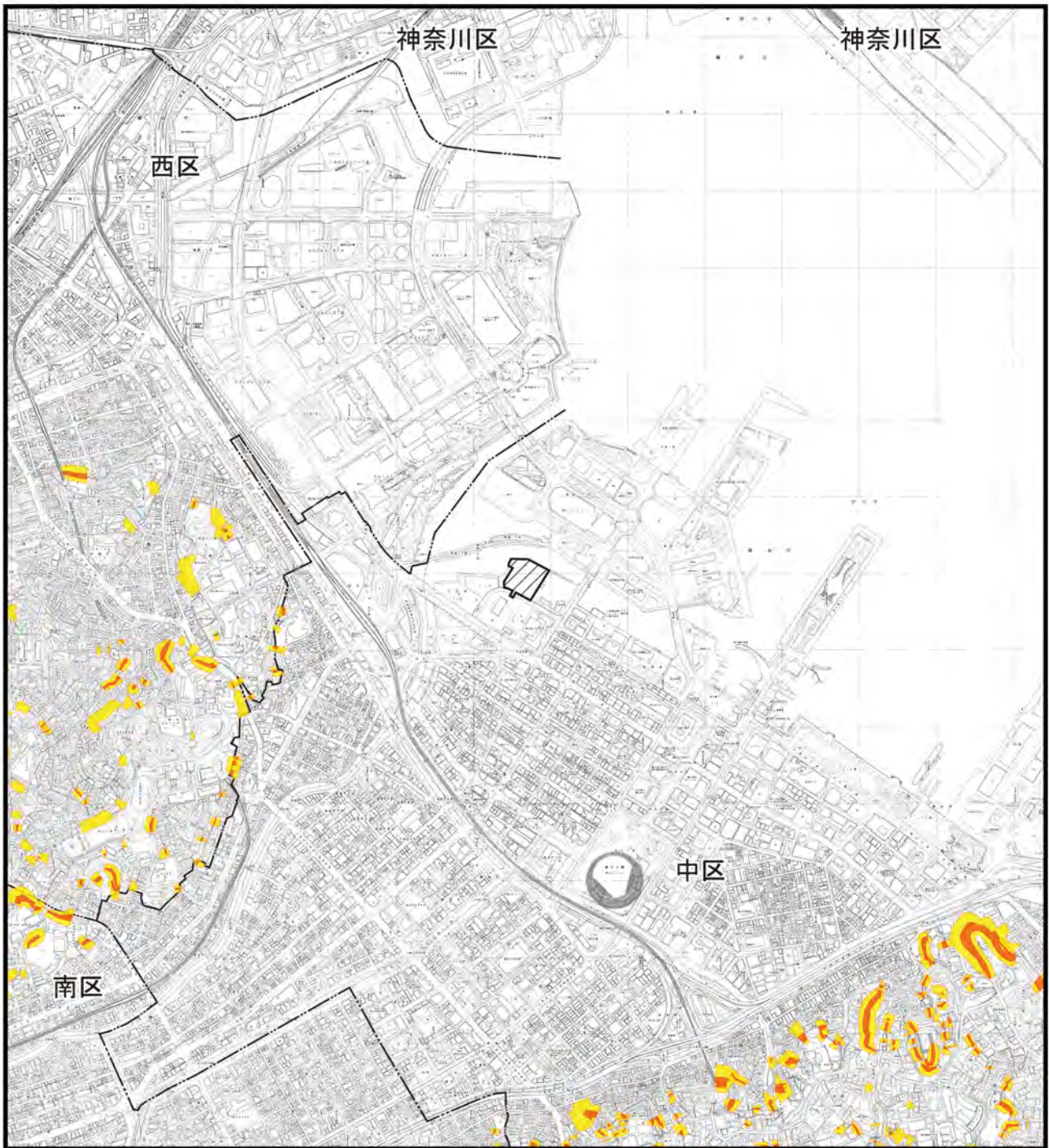
Scale 1:20,000






出典：「神奈川県土砂災害警戒情報システム」  
 (県土整備局河川下水道部、令和4年8月閲覧)

図 3.2-33 急傾斜地崩壊危険区域





凡 例

- 区界
-  対象事業実施区域
-  土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）
-  土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

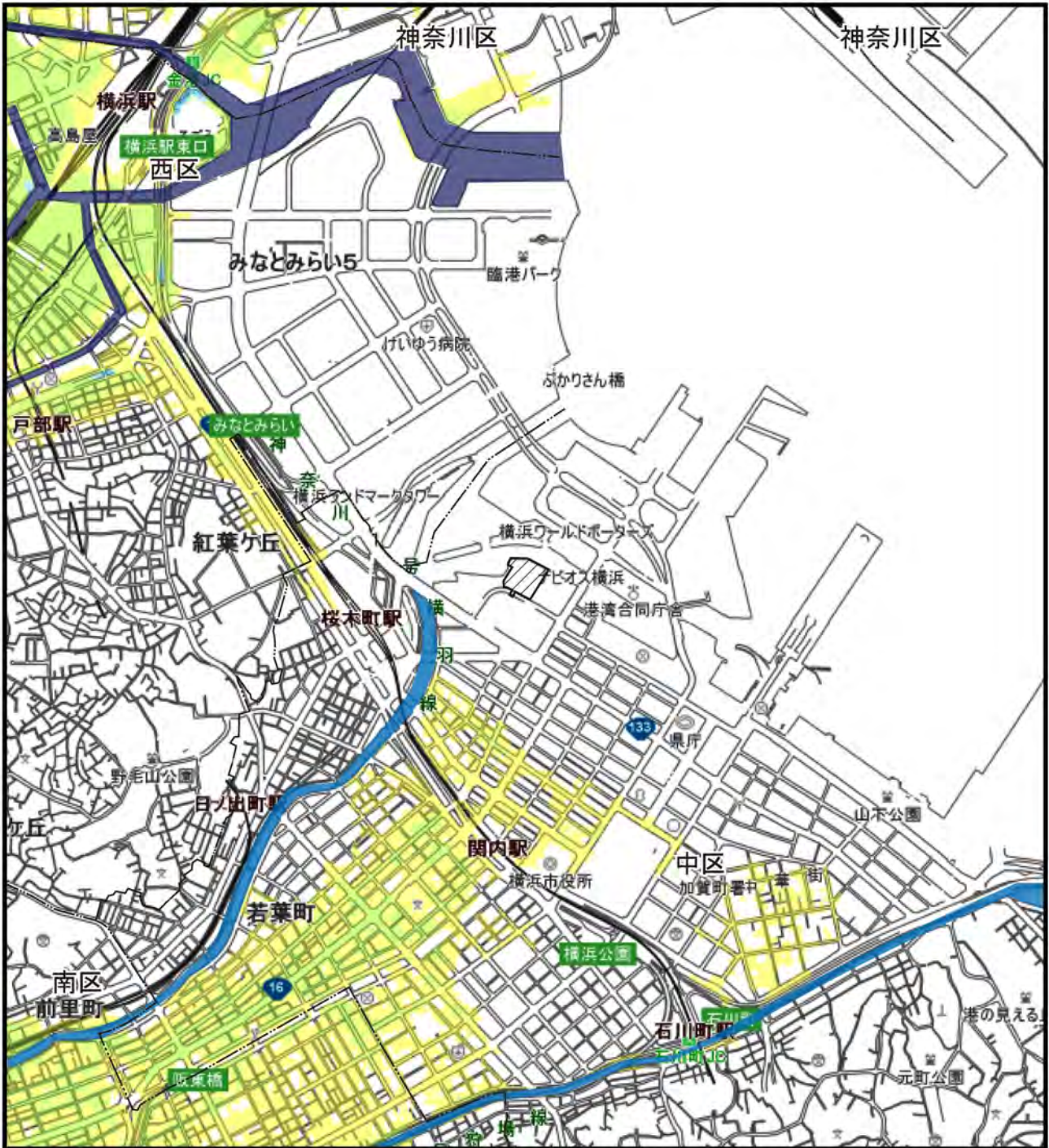


Scale 1:20,000

0 200 400 800m

出典：「わいわい防災マップ（土砂災害）」  
 （横浜市総務局危機管理部、令和4年8月閲覧）

図 3.2-34 土砂災害警戒区域



凡例

- |            |                     |
|------------|---------------------|
| —— 区界      | (浸水した場合に予想される浸水深)   |
| ▨ 対象事業実施区域 | 0.0 < 浸水深 (m) < 0.5 |
| ■ 帷子川水系    | 0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0 |
| ■ 大岡川水系    | 3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0 |



Scale 1:20,000

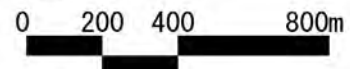
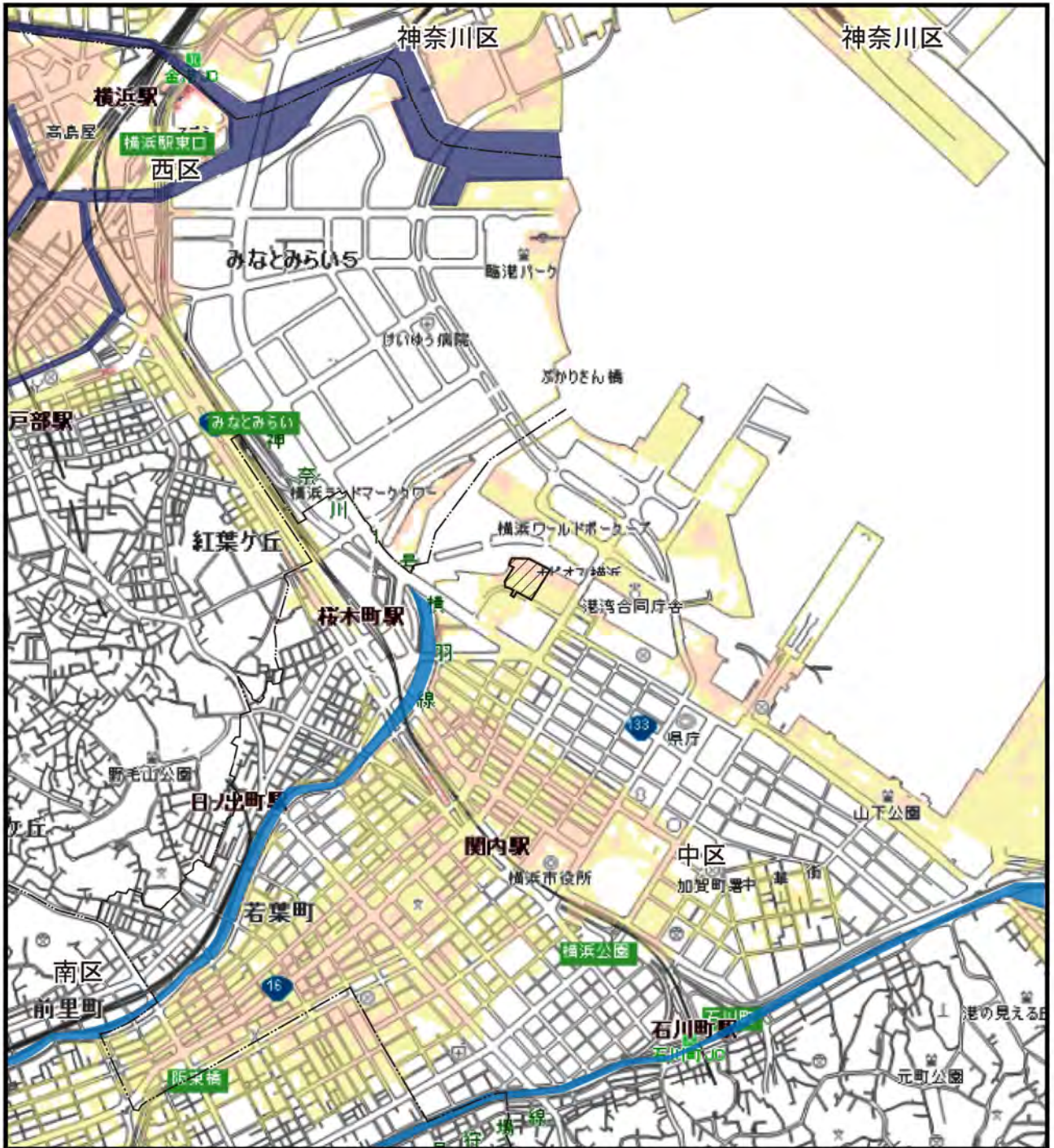


図 3.2-35 洪水による浸水の恐れがある区域

出典：「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」  
 （横浜市総務局危機管理部、令和4年8月閲覧）



凡例

(浸水した場合に予想される浸水深)

- |            |                     |
|------------|---------------------|
| —— 区界      | 0.0 < 浸水深 (m) < 0.5 |
| ▨ 対象事業実施区域 | 0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0 |
| ■ 帷子川水系    | 3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0 |
| ■ 大岡川水系    |                     |

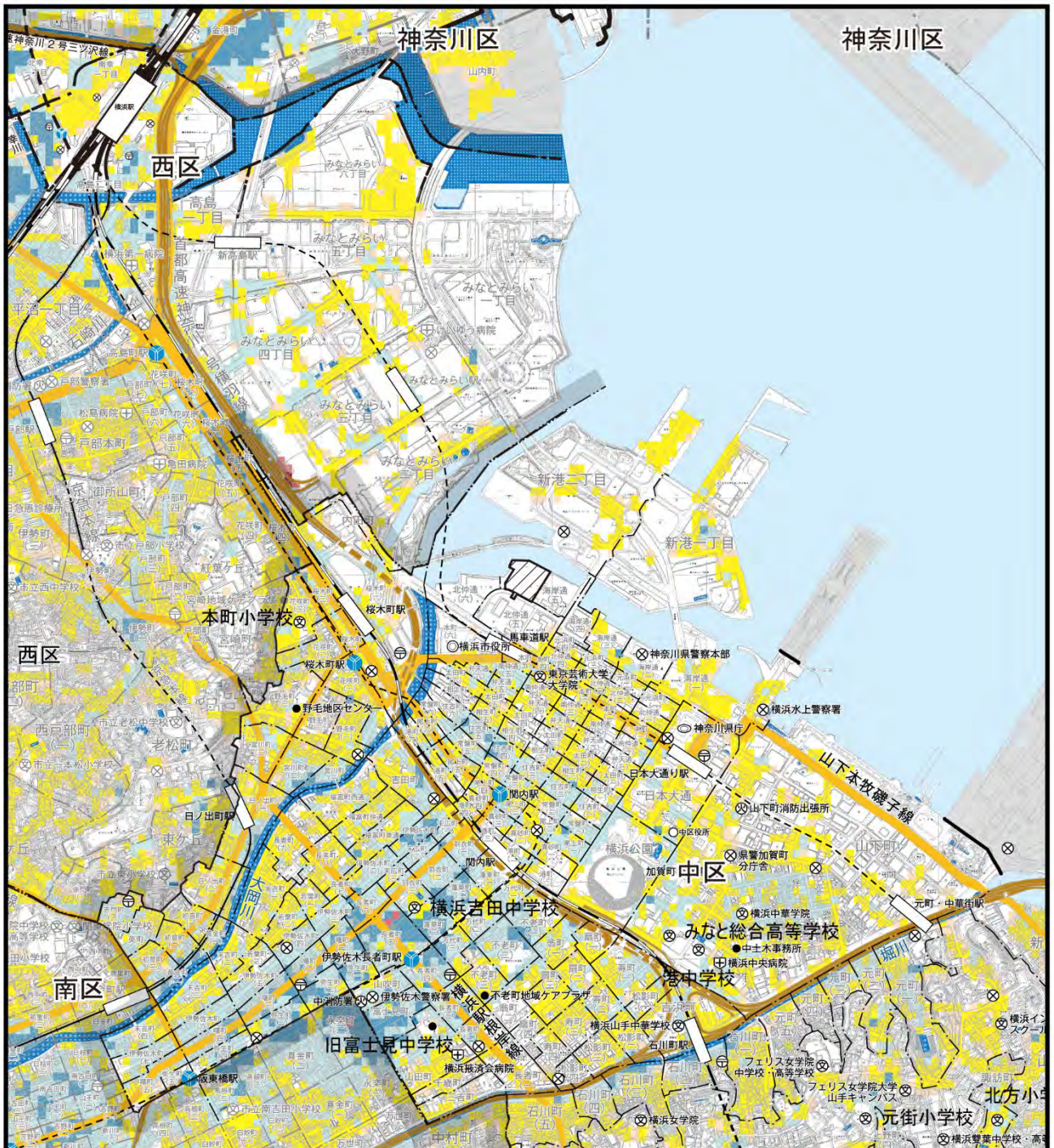


Scale 1:20,000

0 200 400 800m

図 3.2-36 高潮による浸水の恐れがある区域

出典：「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」  
 （横浜市総務局危機管理部、令和4年8月閲覧）



凡例

(浸水した場合に予想される浸水深)

- |                |                              |                                 |
|----------------|------------------------------|---------------------------------|
| —— 区界          | 2cm未満<br>(道路冠水相当)            | 1.0~2.0m<br>(床上浸水相当<br>1階の軒下まで) |
| ▨ 対象事業<br>実施区域 | 2~20cm<br>(道路冠水相当)           | 2.0m以上<br>(1階の軒下以上)             |
|                | 20~50cm<br>(床下浸水相当)          |                                 |
|                | 50cm~1.0m<br>(床上浸水相当、大人の腰まで) |                                 |



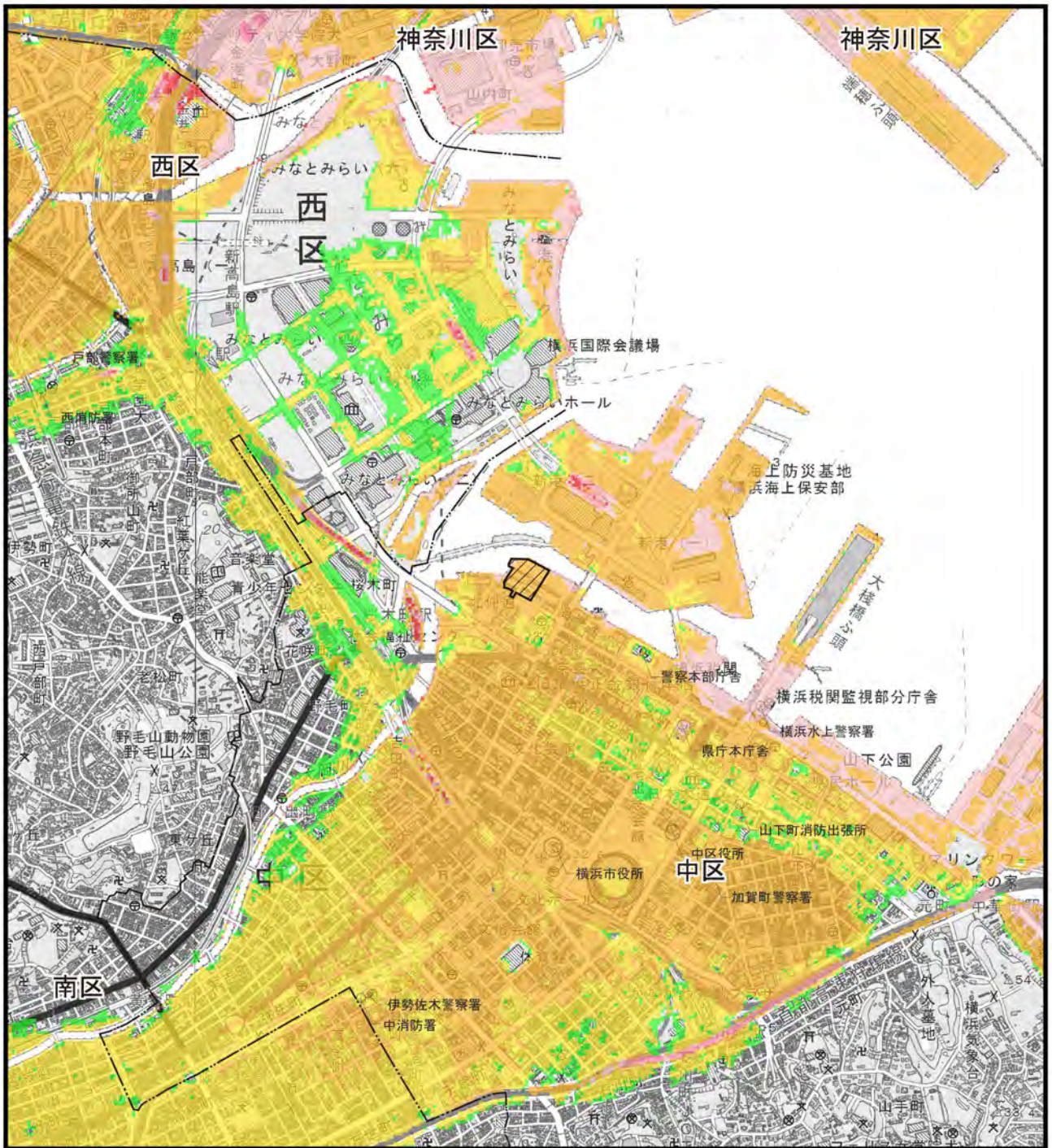
Scale 1:20,000

0 200 400 800m



出典：「中区内水ハザードマップ」(横浜市、令和4年3月)  
 「神奈川区内水ハザードマップ」(横浜市、令和3年4月)  
 「西区内水ハザードマップ」(横浜市、令和3年4月)  
 「南区内水ハザードマップ」(横浜市、令和3年4月)

図 3.2-37 内水による浸水の恐れがある区域



凡例

(浸水した場合に予想される浸水深)

—— 区界	0.01m以上 0.3m未満	4.0m以上 5.0m未満
▨ 対象事業 実施区域	0.3m以上 1.0m未満	5.0m以上 10.0m未満
	1.0m以上 2.0m未満	10.0m以上 20.0m未満
	2.0m以上 3.0m未満	20.0m以上
	3.0m以上 4.0m未満	



Scale 1:20,000

0 200 400 800m

図 3.2-38 津波による浸水の恐れがある区域

出典：「神奈川県津波浸水想定図」(神奈川県、平成 27 年 3 月)

## (6) 液状化の可能性が高いと想定される地域

調査区域における液状化の可能性が高いと想定される地域は、図 3.2-39 に示すとおりです。

「液状化の可能性が高いと想定される地域」は、その地点での液状化の危険度を示す PL 値（FL-PL 法（道路橋示方書・同解説Ⅴ耐震設計編（平成 8 年 12 月））による）を用いて液状化危険度の判定を行い、危険度が高いと判定された区域です。

PL 値による液状化危険度判定区分は以下に示すとおりです。

PL > 15 : 液状化危険度が高い

5 < PL ≤ 15 : 液状化の可能性はある

0 < PL ≤ 5 : 液状化の可能性は低い

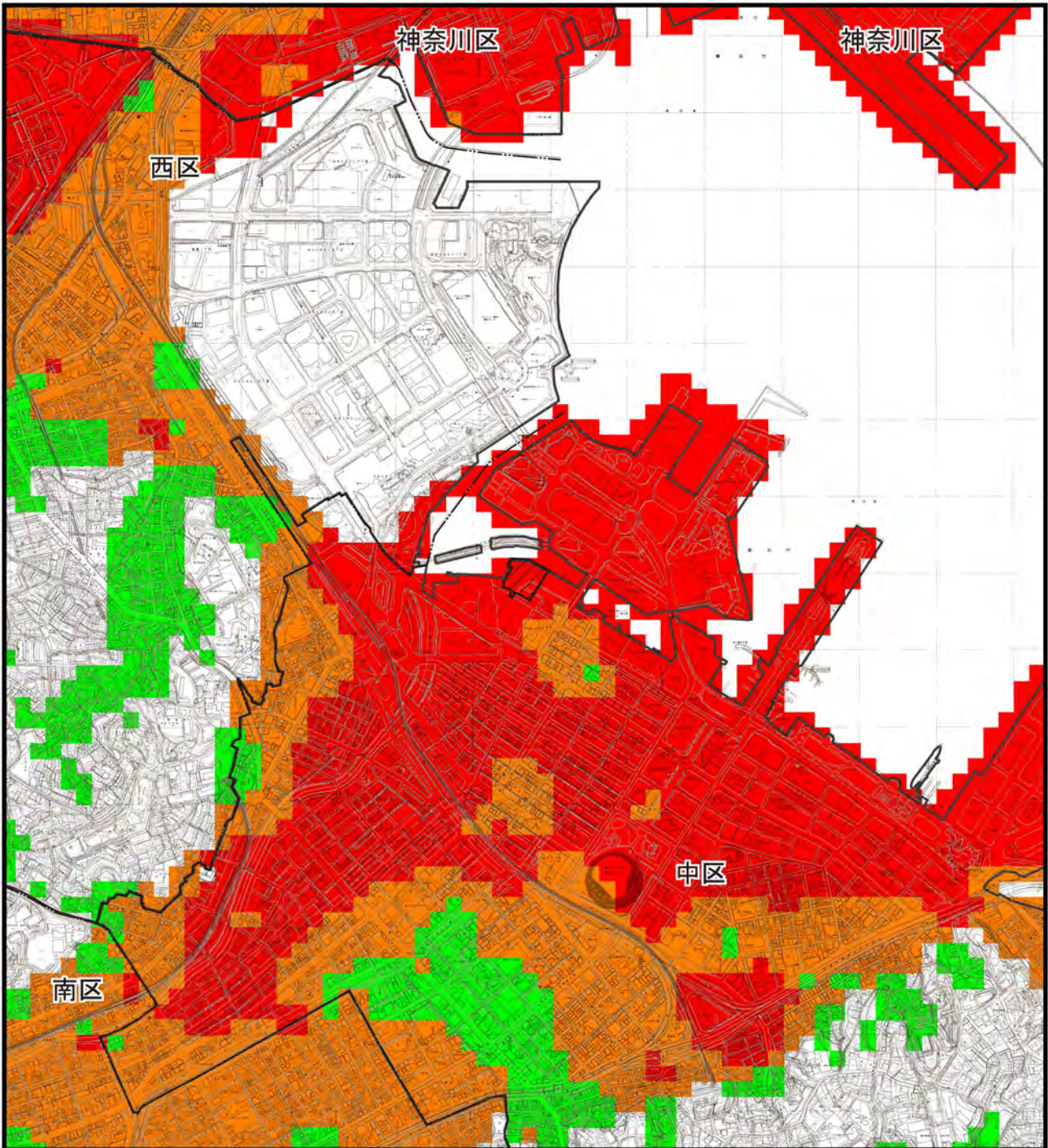
「横浜市地震被害想定調査報告書」では、元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震の 3 地震を被害想定の対象としています。対象事業実施区域の周辺地域では、元禄型関東地震と東京湾北部地震でほとんどが「液状化する可能性がある」～「液状化危険度が高い」と想定されており、南海トラフ巨大地震では「液状化危険度は低い」～「液状化する可能性がある」と想定されています。

対象事業実施区域においては、元禄型関東地震で「液状化危険度が高い」、東京湾北部地震で「液状化する可能性がある」～「液状化危険度が高い」、南海トラフ巨大地震で「液状化危険度は低い」～「液状化する可能性がある」と想定されています。


## (7) 災害応急用井戸の状況

調査区域における災害応急用井戸の分布は、図 3.2-40 に示すとおりです。

横浜市では、災害時の生活用水の確保として、災害時に地域の方々へトイレや屋外の清掃等の「生活用水」として提供可能な井戸（災害応急用井戸）を、民間の井戸所有者の協力のもと指定しています。対象事業実施区域及びその周辺には、災害応急用井戸の分布は見られません。



凡例

- 区界
-  対象事業実施区域
-  液状化危険度が高い： $15 < PL$
-  液状化する可能性がある： $5 < PL \leq 15$
-  液状化危険度は低い： $0 < PL \leq 5$
-  液状化危険度はかなり低い： $PL = 0$

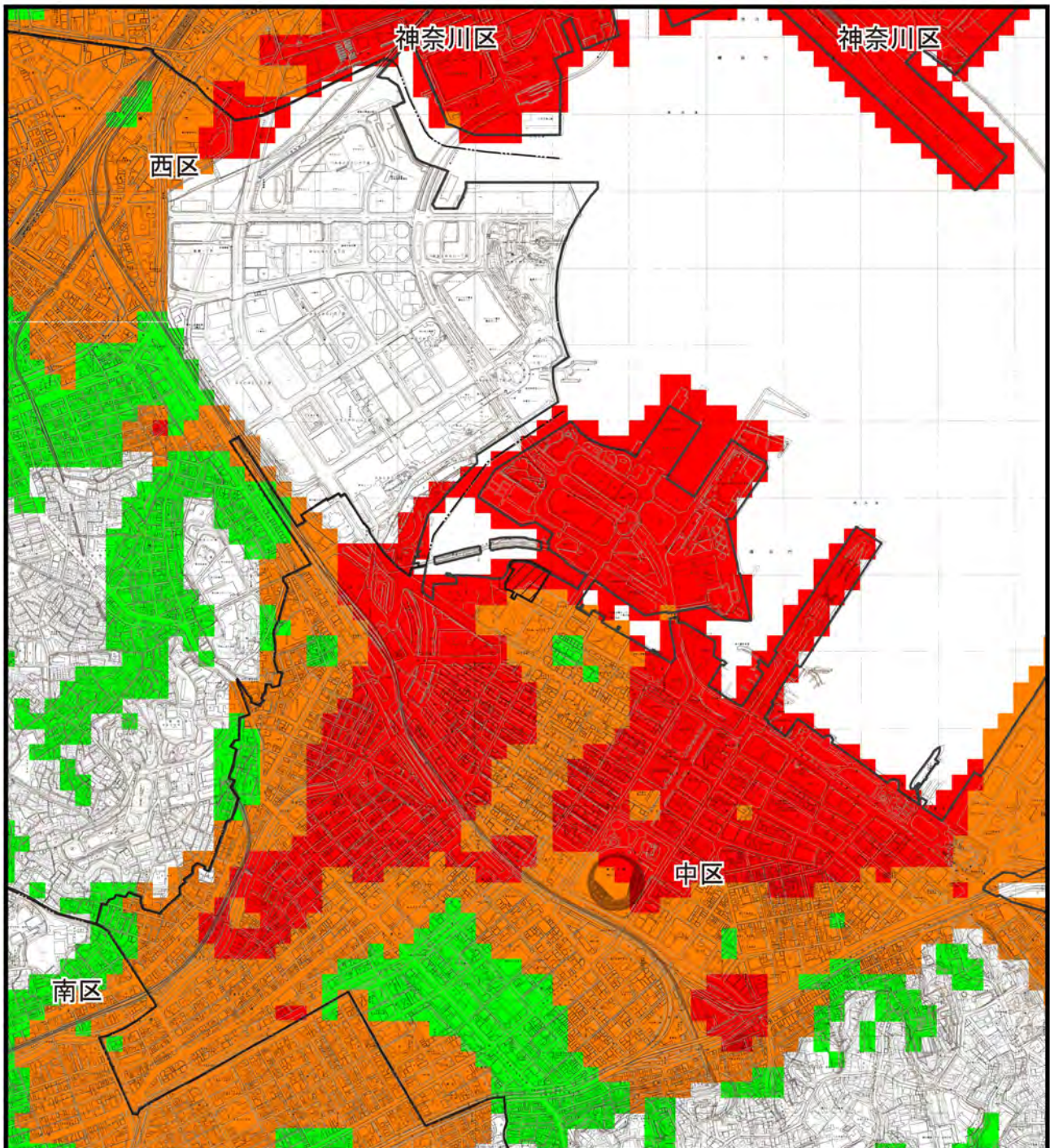


Scale 1:20,000




0 200 400 800m

図 3.2-39(1) 液状化の恐れがある区域（元禄型関東地震）

出典：「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市、平成 24 年 10 月）



凡例

- 区界
-  対象事業実施区域
-  液化危険度が高い：15 < PL
-  液化する可能性がある：5 < PL ≤ 15
-  液化危険度は低い：0 < PL ≤ 5
-  液化危険度はかなり低い：PL = 0



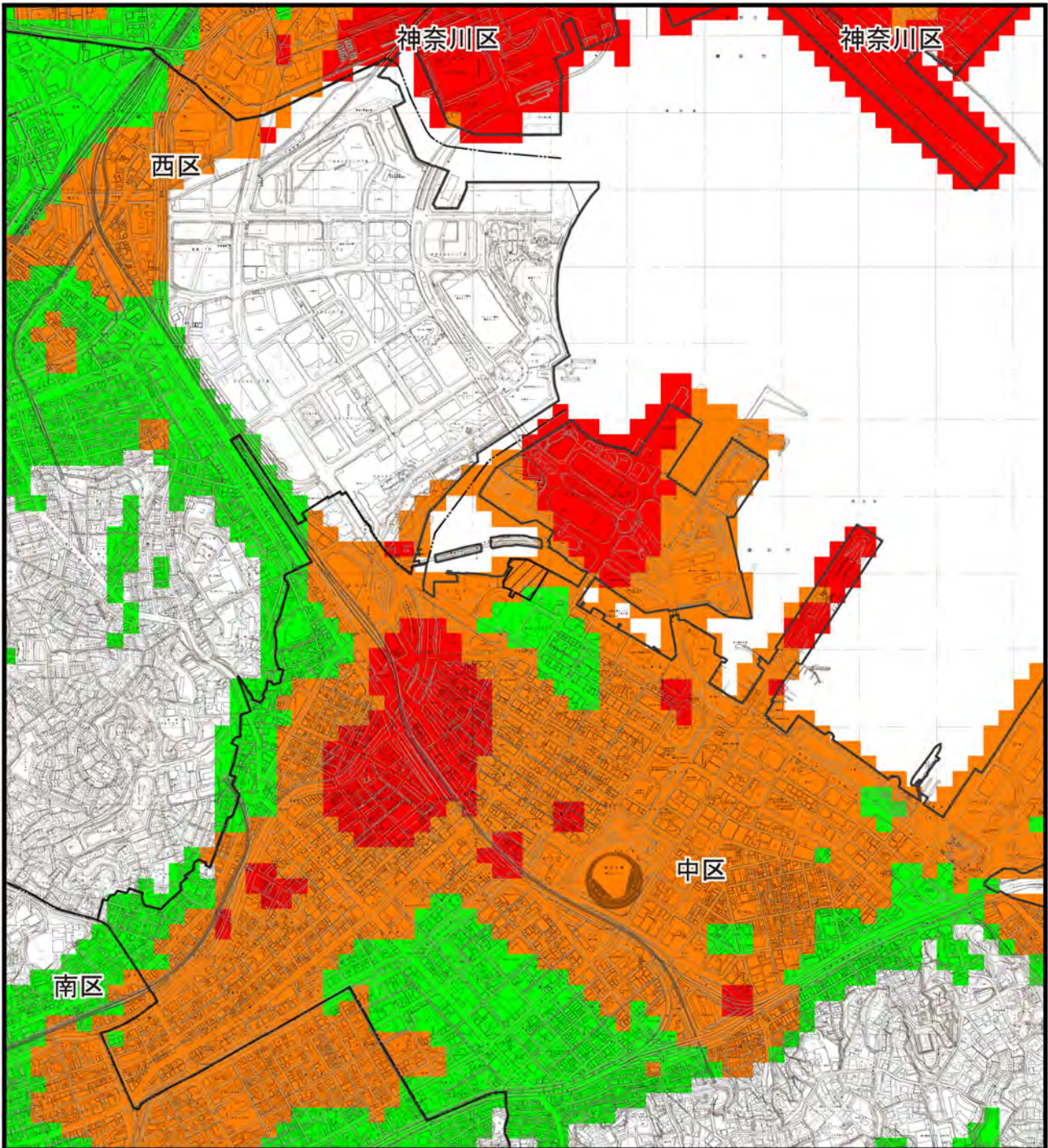
Scale 1:20,000

0 200 400 800m






図 3.2-39(2) 液化の恐れがある区域（東京湾北部地震）

出典：「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市、平成 24 年 10 月）





凡例

- 区界
-  対象事業実施区域
-  液化危険度が高い：15 < PL
-  液化する可能性がある：5 < PL ≤ 15
-  液化危険度は低い：0 < PL ≤ 5
-  液化危険度はかなり低い：PL = 0

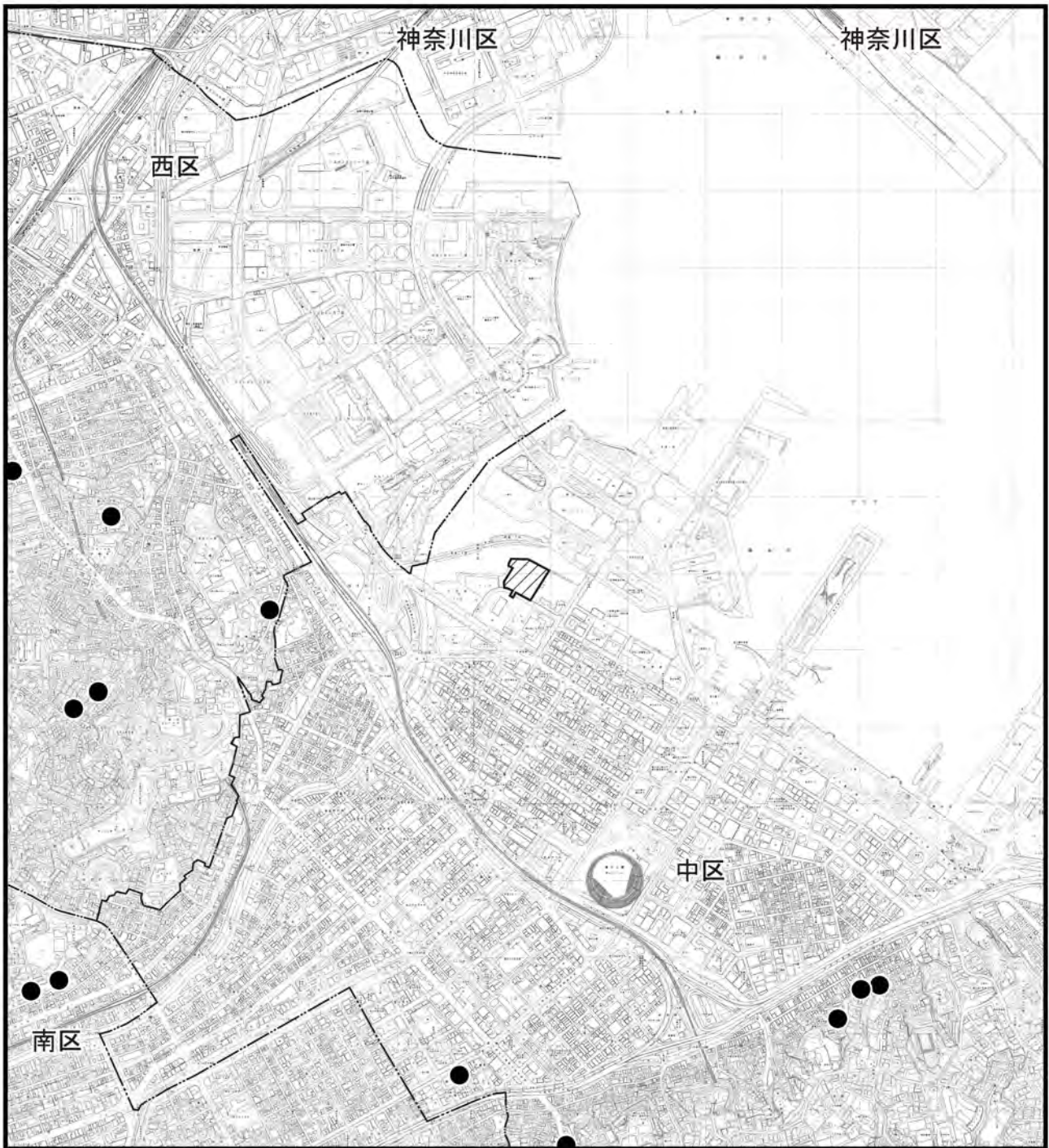


Scale 1:20,000


0 200 400 800m

図 3.2-39(3) 液化の恐れがある区域 (南海トラフ巨大地震)

出典：「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市、平成 24 年 10 月)

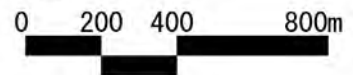


凡 例

- 区界
-  対象事業実施区域
- 災害応急用井戸



Scale 1:20,000



出典：「横浜市行政地図情報提供システム わいわい防災マップ」  
 (横浜市、令和4年8月閲覧)

図 3.2-40 災害応急用井戸の分布図

### 3.2.12 廃棄物の状況

#### (1) 一般廃棄物

横浜市における一般廃棄物の処理状況は、表 3.2-44 に示すとおりです。

令和 2 年度のごみと資源の総量は約 120 万トンで、基準年度<sup>※</sup>である平成 21 年度と比較して、約 7.5 万トンの削減（約-5.9%）となっています。

このうち、家庭系のごみ量及び家庭系の資源化量（資源集団回収含む）の総量については約 86.5 万トンであり、約 6.8 万トンの削減（約-7.3%）、事業系のごみ量及び事業系の資源化量の総量については約 33.6 万トンであり、約 0.7 万トンの削減（約-2.1%）となっています。

※横浜市では、「ヨコハマ 3R 夢プラン」に基づき、ごみと資源の総量を平成 37 年度（令和 7 年度）までに平成 21 年度比 10%以上削減することを目指しています。

表 3.2-44 一般廃棄物の処理状況

単位：トン

年度		平成 21 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度		
ごみと資源の総量		1,275,444	1,220,905	1,207,537	1,194,725	1,220,597	1,200,410		
処理内訳	ごみ 量	家庭系	焼却	608,907	580,945	577,071	569,112	581,269	598,514
			埋立	2,393	2,113	1,867	182	312	316
		小計	611,299	583,058	578,938	569,295	581,581	598,830	
		事業系	焼却	313,097	301,192	300,635	298,140	305,374	267,824
			埋立	5,332	3,248	3,188	2,914	3,692	2,610
			小計	318,429	304,440	303,822	301,053	309,066	270,434
	計	929,728	887,498	882,761	870,348	890,647	869,264		
	資源 化量	家庭系	缶	10,651	8,762	8,648	8,547	8,671	9,728
			びん	21,604	21,811	21,323	20,376	19,534	20,538
			ペットボトル	12,087	11,541	11,772	12,858	13,094	14,077
			ガラス残さ	5,579	4,727	4,317	4,213	4,354	4,907
			小さな金属類	5,124	4,632	4,497	4,446	4,648	5,276
			プラスチック製 容器包装	48,553	47,736	47,800	47,979	48,817	51,129
			スプレー缶	546	630	619	593	611	620
			古紙	25,999	1,314	1,266	1,190	1,209	1,254
			古布	3,473	542	533	519	508	467
			蛍光灯・電球	216	138	109	97	82	77
			乾電池	435	403	343	339	321	319
			粗大金属	6,406	5,599	5,578	5,792	6,704	7,209
			羽毛布団	-	21	8	12	10	8
			小型家電	-	26	35	56	61	85
			燃えないごみ	-	-	-	1,489	1,333	1,327
			その他	89 <sup>*1</sup>	-	57 <sup>*2</sup>	185 <sup>*2</sup>	60 <sup>*2</sup>	0
		小計	140,762	107,881	106,904	108,693	110,018	117,023	
		資源集団回収	180,771	171,363	165,225	157,458	152,637	149,024	
	事業系 <sup>*3</sup>	せん定枝	17,276	44,605	43,260	46,381	50,197	49,457	
		生ごみ	6,907	9,559	9,387	11,846	17,099	15,643	
小計		24,183	54,164	52,647	58,227	67,296	65,100		
計	345,716	333,408	324,776	324,377	329,950	331,146			
処理内 訳	ごみ 量	焼却	922,003	882,136	877,706	867,252	886,643	866,338	
		直接埋立	7,725	5,361	5,055	3,096	4,004	2,926	
		計	929,728	887,498	882,761	870,348	890,647	869,264	
資源化量	345,716	333,408	324,776	324,377	329,950	331,146			
焼却残さ	埋立	117,871	117,005	124,986	124,344	123,686	124,000		
	資源化	10,777	13,649	968	1,009	1,032	830		

注) 表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

※1 生ごみバイオガス化事業の資源化量と、グリーンコンポストの資源化量の合計です。

※2 せん定枝リサイクル実証実験及び水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

※3 事業系の資源化量には、横浜市外から持ち込まれたものも含まれています。事業系の資源化量は、学校給食及び許可を受けた事業者が資源化した量です。

出典：「令和3年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課、令和3年9月）

## (2) 産業廃棄物

横浜市及び神奈川県における産業廃棄物排出量と処理状況は表 3.2-45 に示すとおりです。

平成 27～令和元年度における横浜市の産業廃棄物発生量は、各年約 1 千万トンであり、概ね横ばいの傾向が見られます。令和元年度における横浜市の産業廃棄物排出量は 952 万トンであり、神奈川県全体の約 53%となっています。

表 3.2-45(1) 横浜市の産業廃棄物排出量と処理状況の推移

単位：万トン

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
排出量	1,001	1,000	1,064	1,060	952
減量化量	622	650	658	770	651
再生利用量	335	294	384	245	284
最終処分が必要な量	46	56	22	45	17

出典：「令和 3 年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課、令和 3 年 9 月）

表 3.2-45(2) 神奈川県の産業廃棄物排出量と処理状況の推移

単位：万トン

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
排出量	1,794	1,744	1,837	1,879	1,808
減量化量	995	1,000	1,046	1,155	1,089
再生利用量	695	631	717	691	691
最終処分が必要な量	105	113	74	34	28

出典：「平成 28 年度 神奈川県産業廃棄物実態調査報告書（平成 27 年度実績）」

（神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課、平成 30 年 3 月）

「令和 2 年度 神奈川県産業廃棄物総合実態調査報告書（令和元年度実績）」

（神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課、令和 3 年 3 月）

「神奈川県産業廃棄物実態調査」（神奈川県環境農政局ホームページ、令和 4 年 8 月閲覧）

### 3.2.13 法令等の状況

公害防止、自然環境保全及び災害防止等に関する法令等と本事業との関係の有無は、表 3.2-46 に示すとおりです。

適用法令は現在の法令の施行状況等より判断したものであり、本事業と関連のある適用法令は順守します。

表 3.2-46(1) 環境関連法令等

項目		関連法令	本事業との関係	
環境関連	環境全般	環境基本法	○	
		神奈川県環境基本条例	—	
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	—	
		横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○	
		横浜市生活環境の保全等に関する条例	○	
		環境影響評価法	—	
		神奈川県環境影響評価条例	—	
		横浜市環境影響評価条例	○	
		生活環境保全推進ガイドライン	○	
		環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき指針）	○	
	公害防止	大気汚染	大気汚染防止法	○
			自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○
			神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	○
		水質汚濁	水質汚濁防止法	—
			下水道法	○
			横浜市下水道条例	○
		土壌汚染	土壌汚染対策法	○
			農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	—
			油汚染対策ガイドライン	○
		騒音	騒音規制法	○
		振動	振動規制法	○
		地盤沈下	工業用水法	—
			建築物用地下水の採取の規制に関する法律	—
		悪臭	悪臭防止法	○
		日照阻害	建築基準法	○
			横浜市建築基準条例	○
			横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	○
横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	○			

注) 令和4年8月調べ

表 3.2-46(2) 環境関連法令等

項目	関連法令	本事業との関係	
環境関連	循環型社会形成推進基本法	○	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○	
	資源の有効な利用の促進に関する法律	○	
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	○	
	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律	○	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○	
	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	○	
	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○	
	神奈川県循環型社会づくり計画	○	
	神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	—	
	アスベスト除去工事に関する指導指針	—	
	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○	
	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○	
	神奈川県分別収集促進計画	○	
	横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3R 夢プラン～	○	
	第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画	○	
	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	○	
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	—
	グリーン調達	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	○
	環境計画等	エコツーリズム推進法	—
横浜市環境管理計画		○	
「横浜スマートシティプロジェクト」マスタープラン		—	
横浜グリーンバレー構想		—	
自然環境保全	生物多様性基本法	○	
	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	—	
	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	○	
	生物多様性保全上重要な里地里山	—	
	自然環境保全条例（神奈川県）	—	
	神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	—	
	横浜市水と緑の基本計画	○	
	横浜みどりアップ計画（2019-2023）	○	
	横浜自然観察の森条例	—	
	横浜つながりの森構想	—	
	国立公園、県立自然公園、都市公園等	自然公園法	—
		都市公園法	—
		神奈川県立自然公園条例	—
		神奈川県都市公園条例	—
	風致地区	横浜市公園条例	—
		都市計画法	—
		風致地区条例（神奈川県）	—
	特別緑地保全地区	横浜市風致地区条例	—
		都市緑地法	—
	近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	—
	敷地内緑地、施設の設置	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市）	○
		横浜市緑化地域に関する条例	○
		緑化地域制度	—
	生産緑地地区	生産緑地法	—
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	—

注) 令和4年8月調べ

表 3.2-46(3) 環境関連法令等

項目		関連法令	本事業との関係
自然環境保全	農業専用地区	横浜市農業専用地区設定要綱	—
		横浜都市農業推進プラン 2019-2023	—
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	—
	野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	—
		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	—
自然再生	自然再生推進法	—	
	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	—	
災害防止	保安林	森林法	—
	砂防指定地	砂防法	—
	海岸保全地域	海岸法	—
	港湾区域	港湾法	○
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	—
	地すべり防止地区	地すべり等防止法	—
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	—
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	—
	地震	神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）	○
		横浜市防災計画 震災対策編	○
	河川保全区域	河川法	—
	航空障害	航空法	○
	防火・危険物等の取り扱い	消防法	○
横浜市火災予防条例		○	
化学物質の適正な管理に関する指針		—	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律		—	
地球環境保全	温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律	○
		横浜市地球温暖化対策実行計画	○
		エネルギー政策基本法	○
		電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	—
		エネルギーの使用の合理化に関する法律	○
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	○
		非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	○
		バイオマス活用推進基本法	—
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	○
		新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	—
		環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	○
		神奈川県地球温暖化対策推進条例	○
		神奈川県循環型社会づくり計画	○
		神奈川県バイオマス利活用計画	—
		横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例	○
		横浜市ヒートアイランド対策取組方針	○
		横浜市地域冷暖房推進指針	○
		横浜市建築物環境配慮制度（CASBEE 横浜）	○
		地球温暖化対策計画書制度（横浜市）	○
		横浜市低炭素電気普及促進計画書制度	○
再生可能エネルギー導入検討報告制度（横浜市）	○		

注) 令和4年8月調べ



表 3.2-46(4) 環境関連法令等

項目	関連法令	本事業との関係
景観	景観法	○
	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	—
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	—
	屋外広告物法	○
	神奈川県屋外広告物条例	—
	横浜市屋外広告物条例	○
	神奈川県景観条例	○
	神奈川景観づくり基本方針	○
	横浜市景観計画及び関内地区都市景観協議地区	○
	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○
	横浜市景観ビジョン	○
	関内地区都市景観形成ガイドライン	○
	まちづくり方針	横浜市開発事業の調整等に関する条例
横浜都市交通計画		○
横浜市都市計画マスタープラン・区プラン		○
横浜市都心臨海部再生マスタープラン		○
みなとみらい 2050 プロジェクトアクションプラン		—
土地区画整理法		—
北仲通北再開等促進地区地区計画		○
北仲通地区まちづくりガイドライン		○
建築協定		—
横浜市駐車場条例		○
横浜市自転車活用推進計画		○
横浜市自転車駐車場の付置等に関する条例		○
横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例		○
関内・関外地区活性化推進計画		○
関内・関外地区活性化ビジョン		○
文化財	文化財保護法	—
	神奈川県文化財保護条例	—
	横浜市文化財保護条例	—
その他	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	○
	地下空間における浸水対策ガイドライン	○
	光害対策ガイドライン	○
	工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン	○

注) 令和4年8月調べ

### 3.3 調査対象地域等の地域特性

「3.2 地域の概況」の調査結果から要約される、対象事業実施区域及びその周辺地域における地域特性の概要は、表 3.3-1 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺は、1859～1889 年にかけて埋立・整地された土地です。対象事業実施区域及びその周辺の用途地域は、主として商業地域に指定されています。

対象事業実施区域周辺の土地利用現況は、商業用地及び業務施設用地が主体です。対象事業実施区域の南東側には山下公園や神奈川県警察本部、南側には横浜公園、南西側には横浜市役所があり、公共用地や公共空地も混在する土地利用となっています。

対象事業実施区域周辺の道路網としては、対象事業実施区域に隣接して市道新港第 93 号線が通っており、南側に一般国道 133 号や市道栄本町線第 7188 号線、高速神奈川 1 号横羽線が通っています。

また、対象事業実施区域近傍の旅客用鉄道駅としては、JR 線及び横浜市営地下鉄線の桜木町駅、みなとみらい線の馬車道駅があります。対象事業実施区域の最寄り駅は、南側約 200m に位置するみなとみらい線の馬車道駅です。

横浜市による「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」では、北仲通地区が属する関内・関外地区の他、東神奈川臨海部周辺地区、横浜駅周辺地区、みなとみらい 21 地区、山下ふ頭周辺地区の都心臨海部 5 地区をつなぐ「みなと交流軸」の形成と「地区の結節点における連携強化」を重点項目とし、都心臨海部 5 地区の一体的なまちづくりにより、港とともに発展する横浜ならではの都心形成を目指すとされています。

対象事業実施区域が位置する北仲通地区は、都心臨海部の更なる国際競争力の強化を図る事を目的に、平成 24 年 1 月に「横浜都心・臨海地域」の一部として、政令による「特定都市再生緊急整備地域」に指定されました。また、さらに、北仲通地区は、「関内・関外地区活性化ビジョン」で示されているまちづくり方針である、持続的なにぎわいと活力づくり、回遊性を高める基盤づくり、誰もが安心できる環境づくりと連続性をもった拠点として発展することが期待されています。

また、平成 19 年 10 月に横浜市により策定された「北仲通北再開発等促進地区地区計画」では、土地の高度利用、都心地区にふさわしい複合的な都市機能の集積、文化芸術を中心とした新たな創造都市づくり、安全で快適な歩行者空間の整備と歩行者ネットワークの強化、歴史的建造物等の保全活用等による魅力ある都市景観・環境の形成、耐震性と防災性に優れた建築物の誘導といった地区計画の目標が掲げられ、その実現に向けた事業検討が 7 区分（A-1・2～A-4 地区、B-1～B-3 地区、C 地区）された地区ごとに段階的に進められています。

表 3.3-1(1) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜地方気象台における令和3年の気象状況は、平均気温は17.0℃、平均相対湿度は68%、平均風速は3.5m/s、最多風向は北、日照時間は2,215.8時間、降水総量は2,056.5mmとなっています。</li> </ul>
地形、地質、地盤の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域の地形は埋立地、対象事業実施区域周辺の地形は埋立地または砂堆・砂州となっています。</li> <li>対象事業実施区域の地質は埋土であり、軟弱地盤の層厚は0～5mです。</li> </ul>
水循環の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域西側に大岡川の河口があります。</li> <li>対象事業実施区域の南側を大岡川水系の中村川及び堀川が流れており、北西側を帷子川水系の帷子川、石崎川、新田間川、幸川及び帷子川分水路が流れています。また、対象事業実施区域の北側を滝の川水系の滝の川が流れています。</li> </ul>
植物、動物の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域及びその周辺は、工場地帯や市街地となっています。</li> <li>調査区域には、「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」に記載された「絶滅のおそれのある地域個体群」に該当する個体群はありません。また、「自然環境保全基礎調査」により選定された「特定植物群落」の分布は見られません。</li> <li>調査区域には、「森林法」に基づく地域森林計画対象民有林及び保安林、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区及び「首都圏近郊緑地保全法」に基づく近郊緑地特別保全地区等の重要な樹林は見られません。</li> <li>調査区域には、巨樹巨木調査による巨樹巨木が6件、横浜市の名木古木保全事業における名木古木が30件存在しています。また、「景観法」に基づく景観重要樹木も見られます。</li> <li>対象事業実施区域及びその周辺の潜在自然植生としては、イノデータブ群集・典型亜群集が成立するとされています。</li> <li>横浜公園及び山下公園の植生区分面積は、構造物その他が最も多く、次いで樹木植栽地（高木）となっています。</li> <li>横浜公園または山下公園における植物調査では、シダ植物で7科19種、裸子植物で6科11種、離弁花で57科188種、合弁花で20科106種、単子葉植物で11科99種が確認されました。また、自生している種において、レッドリスト等掲載種は1種でした。</li> <li>横浜公園または山下公園における陸域動物調査では、ほ乳類で1目1科1種、鳥類で11目23科36種、は虫類で2目5科8種、両生類で1目2科2種、昆虫類で12目106科298種が確認されました。また、レッドリスト等掲載種は鳥類で6種、は虫類で1種、両生類で1種、昆虫類で9種でした。</li> <li>山下公園における海域生物の調査では、海草・海藻で9目12科22種、海岸動物（岸壁）で39目73科129種、魚類（河口・海岸）で4目9科17種が確認されました。また、レッドリスト等掲載種は海岸動物（岸壁）で1種、魚類（河口・海岸）で1種でした。</li> <li>対象事業実施区域及びその周辺には、農地は見られません。</li> </ul>
人口、産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域がある中区では、令和3年の人口が約15万人、一世帯あたり人員が1.77人、人口密度が7,008人/km<sup>2</sup>となっています。</li> <li>調査対象地域の4区における過去5年間の人口は、神奈川区以外の3区において令和3年に減少しています。また、世帯数はいずれの区においても概ね横ばいから増加の傾向が見られます。</li> <li>調査対象地域の4区では、事業所数が最も多いのは「卸売業、小売業」となっています。</li> </ul>
土地利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域及びその周辺の用途地域は、商業地域に指定されています。</li> <li>対象事業実施区域はその他の空地であり、現在は駐車場として利用されています。</li> <li>対象事業実施区域周辺の土地利用の状況は、商業用地及び業務施設用地が主体であり、公共用地や公共空地が混在しています。</li> </ul>
交通、運輸の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域の南西側は市道新港第93号線に接しており、対象事業実施区域の南側には、一般国道133号、市道栄本町線第7188号線、高速神奈川1号横羽線が通っています。</li> </ul>

表 3.3-1(2) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
交通、運輸の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺では、横浜市営バスの他、民営バスや周遊バスが運行しています。</li> <li>対象事業実施区域近傍の旅客用鉄道駅として、JR 線及び横浜市営地下鉄線の桜木町駅、みなとみらい線馬車道駅があります。対象事業実施区域の最寄り駅は、みなとみらい線馬車道駅です。</li> <li>平成 29～令和 3 年における横浜港の入港船舶総隻数は、平成 29～令和元年においては概ね横ばいで推移していましたが、令和 2 年に減少し、令和 3 年に増加しています。また、平成 29～令和 3 年における海上出入貨物量は、外国貿易では平成 29～令和元年においては増加傾向にありましたが、令和 2 年に減少し、令和 3 年に増加しています。一方で、内国貿易では平成 29～令和 2 年においては減少傾向にありましたが、令和 3 年に増加しています。海上出入貨物量の総計は、平成 29～令和元年においては概ね横ばいで推移していましたが、令和 2 年に減少し、令和 3 年に増加しています。</li> </ul>
公共施設等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>主な教育機関は、対象事業実施区域の南西側約 50m に Gymboree International Preschool &amp; Afterschool 馬車道校 (No. 48)、南東側約 100m にポピンズナーサリースクール馬車道 (No. 49) があります。</li> <li>主な医療機関は、対象事業実施区域の南西側約 400m に横浜市歯科保健医療センター (No. 11)、南東側約 410m にセルボートクリニック横浜 (No. 12) があります。</li> <li>主な官公庁は、対象事業実施区域の南側約 100m に横浜第 2 合同庁舎 (No. 2)、南西側約 250m に横浜市役所 (No. 1) があります。</li> </ul>
文化財等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺における指定・登録文化財は、対象事業実施区域の南側約 100m に横浜第 2 合同庁舎 (旧横浜生糸検査所附属倉庫事務所) (No. 11)、南側約 300m に旧横浜正金銀行本店本館 (県立歴史博物館) (No. 12) といった文化財が分布しています。</li> <li>対象事業実施区域周辺における横浜市認定歴史的建造物は、対象事業実施区域の南側約 100m に横浜第 2 合同庁舎 (旧生糸検査所) (No. 12)、西側約 100m に旧灯台寮護岸 (No. 9) といった建造物が分布しています。</li> </ul>
公害等の状況	<p>大気汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29～令和 3 年度における浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び微小粒子状物質は、測定している 4 局すべてで、二酸化硫黄は、一般環境大気測定局 3 局すべてで環境基準に適合しています。ダイオキシン類は、測定年度において、一般環境大気測定局 3 局すべてで環境基準に適合しています。</li> <li>光化学オキシダントは、一般環境大気測定局 3 局すべてで環境基準に不適合でした。なお、光化学オキシダントは、全国的に環境基準を達成できていない傾向があります。</li> <li>一酸化炭素は自動車排出ガス測定局で環境基準に適合しています。</li> </ul>
	<p>水質汚濁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川における水質測定結果は、平成 28～令和 2 年度における大腸菌群数を除くすべての項目で、測定している 2 地点ともに環境基準に適合しています。なお、令和元～2 年度における大腸菌群数は、帷子川の水道橋において環境基準に適合しています。</li> <li>海域における水質測定結果は、平成 29 年度及び令和元年度における全磷を除くすべての項目について、測定している東京湾横浜港内で環境基準に適合しています。</li> </ul>
	<p>地下水</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査区域周辺における令和 2 年度の地下水質調査は、定点調査が 2 地点、継続監視調査が 2 地点で実施されました。</li> <li>調査区域周辺の地下水質調査地点では、継続監視調査が実施された 2 地点のうち、No. 1503 において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過しています。</li> </ul>
	<p>騒音・振動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺における騒音の測定地点は、9 地点です。高速神奈川 2 号三ツ沢線 (H28-2)、市道高島関内線第 7148 号線の西区桜木町 5 丁目 (H29-21)、一般国道 1 号の西区戸部本町 (H30-13)、一般国道 133 号の中区本町 1 丁目 (R2-1) の 4 地点は昼間及び夜間における騒音の環境基準を上回っています。</li> </ul>
	<p>土壌汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査区域内には、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が 12 箇所あります。対象事業実施区域には法令等に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定された区域はありません。</li> </ul>

表 3.3-1(3) 地域特性の概要

項目		地域特性の概要
公害等の 状況	悪臭	・ 対象事業実施区域周辺には、著しい悪臭の発生源はありません。
	地盤 沈下	・ 令和3年度における横浜市の沈下点数は93地点で、沈下量は20mm未満となっています。
災害の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査区域では、元禄型関東地震で震度6弱～7、東京湾北部地震で震度5強～6強、南海トラフ巨大地震で震度5弱～6弱の揺れが想定されており、対象事業実施区域においては、元禄型関東地震で震度6強、東京湾北部地震で震度6弱、南海トラフ巨大地震で震度5弱が想定されています。対象事業実施区域の周辺地域には、「急傾斜崩壊地危険区域」及び「土砂災害警戒区域」に該当する区域は分布していません。</li> <li>・ 対象事業実施区域は、洪水や内水による浸水想定区域には含まれていませんが、高潮及び津波による浸水想定区域に含まれています。</li> <li>・ 対象事業実施区域は、元禄型関東地震で「液状化危険度が高い」、東京湾北部地震で「液状化する可能性がある」～「液状化危険度が高い」、南海トラフ巨大地震で「液状化危険度は低い」～「液状化する可能性がある」と想定されています。</li> </ul>
廃棄物の状況		・ 横浜市における令和2年度のごみと資源の総量は約120万トンで、基準年度である平成21年度と比較して、約7.5万トンの削減（約-5.9%）となっています。
法令等の状況		・ 本事業と関連のある適用法令としては、「環境基本法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の総合的な法令、「大気汚染防止法」、「騒音規制法」等の個別の法令が該当します。